

○金融庁告示第三十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第九項並びに第三十四条の十六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年三月二十九日

金融庁長官 森 昭治

（定義）

第一条 この告示において「銀行」、「子会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（以下「法」という。）第二条に規定する銀行、子会社又は銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の二第四項第一号に規定する特定子銀行又は銀行持株特定子銀行をいい、「銀行集団」とは、同項第二号に規定する銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十二条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会

社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「従属業務」又は「金融関連業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社、従属業務又は金融関連業務をいう。

（銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第二条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等（当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団（規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。）をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第六条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行又はその子会社等

（同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第六条において同じ。）を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、銀行に係る集団（規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行に係る集団（規則第十七条の三第一項第二号に掲げる業務については当該銀行に係る集団に属する法人の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行、その特定子銀行又は銀行持株特定子銀行の

いずれかからの収入があり、かつ、当該銀行に係る集団に属する規則第十七条の二第四項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業務を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業務を

営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第六条 法第十六条の二第七項の場合において、従属業務を営む会社が、当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（規則第三十四条の十六第一項第一号に規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十二条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する法人の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第十二条において同じ。）を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社グループに属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、銀行持株会社に係る集団（規則第三十四条の十六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社に係る集団（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社に係る集団に属する法人の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社グループに属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該銀行持株会社に係る集団に属する規則第三十四条の十六第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社グループのために営む従属業務に關す

る基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社であ

る信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務（規則第三十四条の十八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、そ

れぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役職員を含む。以下この条において同じ。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類の金融関連業務を営む会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十二条 法第五十二条の二十三第六項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

附 則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第

百十八号) 附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号) 附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社(銀行に限る。)をいう。第二号及び第七条第二項において同じ。)」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」と、第七条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」とする。